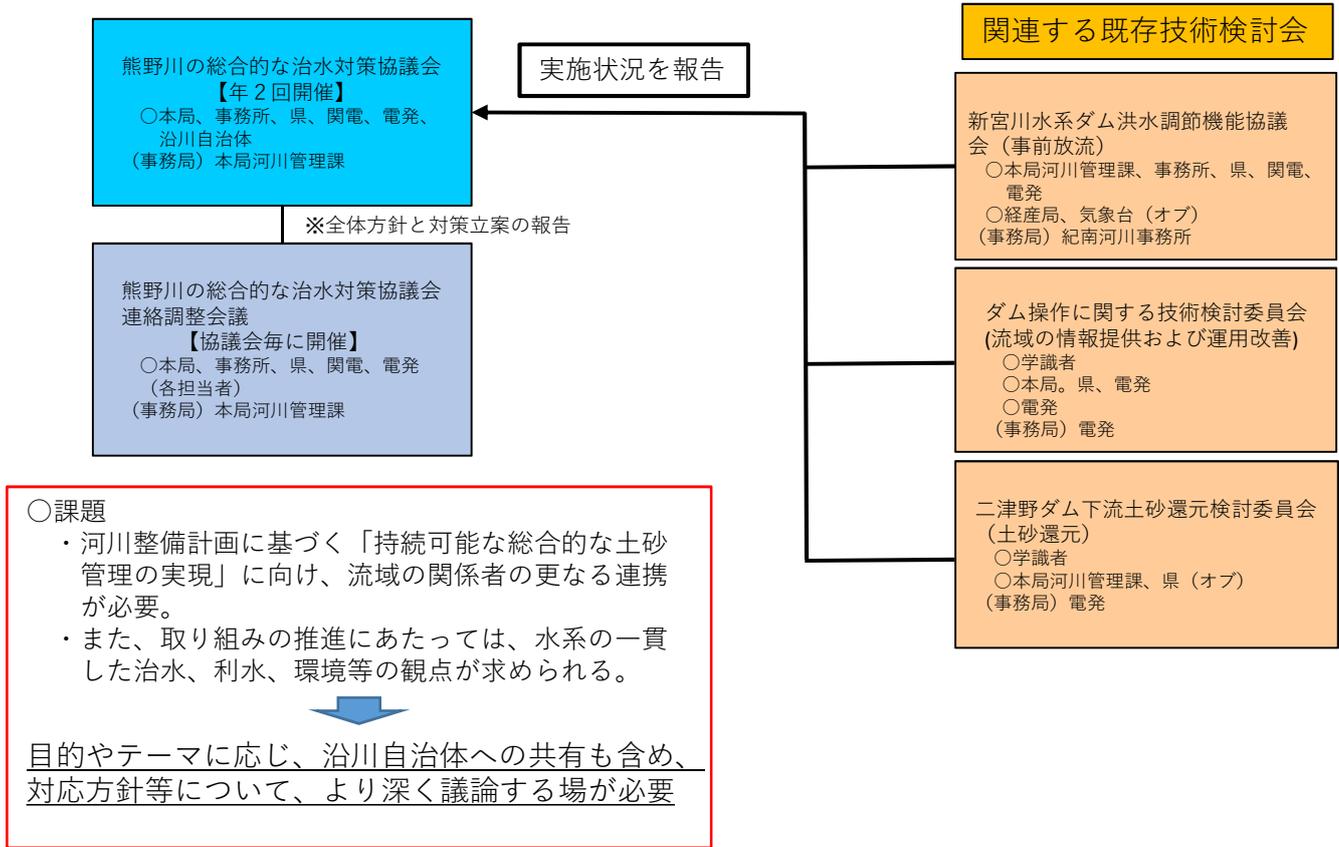
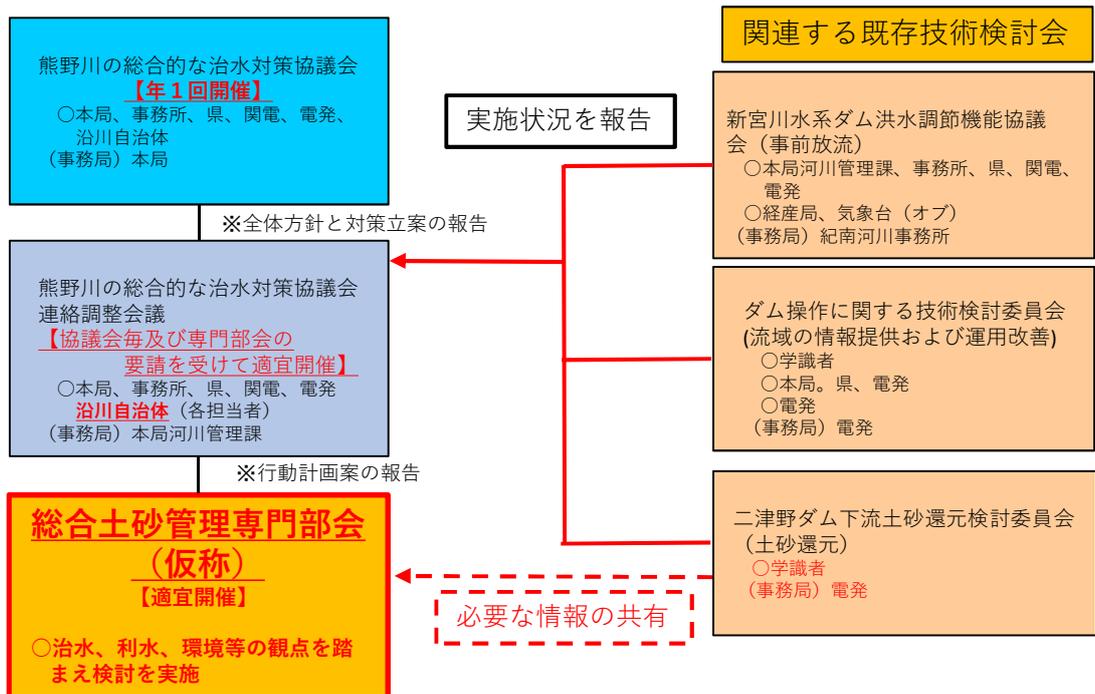


治水対策協議会組織の見直し

【現状】

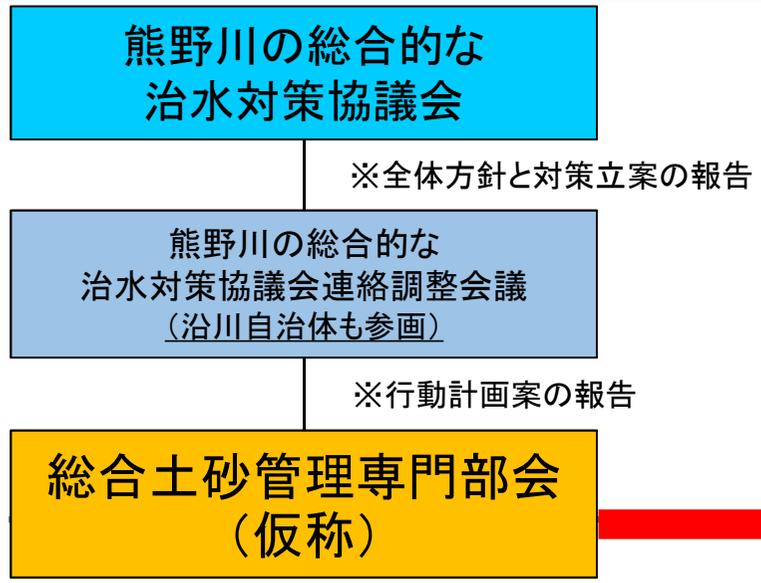


【見直し(案)】



※新たな課題や既存事業に係る問題が生じた場合は、適宜目的に応じた専門部会を設置する。

総合土砂管理専門部会(仮称)の役割について



【目的】

河川整備計画に基づく「持続可能な総合的な土砂管理の実現」に向け、課題について問題意識を共有し、関係機関が実施すべき行動計画を策定するとともに、計画に基づく対策のフォローアップを行う。

総合土砂に係る関連課題・検討項目等

- 熊野川における総合土砂管理
 - ・ダムにより遮断された土砂動態の連続性の確保(ダム領域)
 - ・河道の土砂流出・河床変化と河道掘削による流下能力の確保(河道領域)
 - ・河口の河道掘削、養浜事業との連携
 - ・流域からの土砂流出把握と、流出抑制の目標設定(山地領域)

<専門部会の構成案>

学識者

技術的かつ専門的な知見から、検討内容、行動計画案等について、ご意見をいただく。

関係機関
近畿地整河川計画課長
河川管理課長
紀南河川事務所長
和歌山県、三重県、奈良県
(課長クラス)
発電事業者(電発、関電)
(事務局)紀南河川事務所

※合意形成に向けた情報発信の手法などやタイミングについては、細かな配慮を要するため、「専門部会」は資料公開、会議は非公開とする。